

個人用としてお米を輸入しようとする皆様へ

- 個人用としてお米を輸入する場合、**関税等の免除の適用**を受けようとする場合には、法令の定めにより、個人用物品の一般的な免税規定のほか、**過去1年間のお米の輸入数量が100 kg以下**であることを届出して、農林水産省職員の確認を受けることが必要です。

《届出の方法》

- ① この届出用紙（3枚複写になっています。）に必要事項を記入してください。
- ② 届出用紙の1枚目（地方農政局等提出用）と2枚目（税関提出用）をお近くの地方農政局等（空港や海港では、植物防疫所のカウンターでも届出を受け付けています。）へ提出してください。
なお、提出の際には、輸入される方の住所・氏名を確かめるに足りる資料（運転免許証、国民健康保険被保険者証、**パスポート**など）を**提示**するか、その資料の写しを添付してください。
- ③ 提出された届出書は記載内容を確認した上で2枚目（税関提出用）を返却いたしますので、お米の輸入申告の際に税関係官へ提出してください。
- ④ 3枚目（本人控え用）は、控えとなりますので大切に保管してください。

《記入上の注意》

- ① 本邦に住所を有しない方は、住所の代わりに**国籍と旅券番号を記入**してください。
 - ② 住所・氏名欄には、ふりがな又は**英字による表記**もあわせて記入してください。
- ※ 関税等の免除の適用を受けて個人用としてお米を輸入する場合、この届出を行わず、又は虚偽の届出をした場合には、法令の定めにより20万円以下の過料に処されることがあります。
- ※ この届出によって得られた個人情報、厳重に管理し、当該届出の確認以外の用途には利用いたしません。
- ※ この届出に関してご不明な点がございましたら、地方農政局等（北海道農政事務所（北海道）、東北農政局（宮城）、関東農政局（埼玉）、北陸農政局（石川）、東海農政局（愛知）、近畿農政局（京都）、中国四国農政局（岡山）、九州農政局（熊本）、内閣府沖縄総合事務局（沖縄）をいう。）にお問い合わせください。

[お問い合わせ先]

地方農政局等	電話番号
北海道農政事務所（北海道）	011-330-8808
東北農政局（宮城）	022-745-9376
関東農政局（埼玉）	048-740-0110
北陸農政局（石川）	076-232-4008
東海農政局（愛知）	052-223-4616
近畿農政局（京都）	075-414-9741
中国四国農政局（岡山）	086-230-4248
九州農政局（熊本）	096-300-6241
内閣府沖縄総合事務局（沖縄）	098-866-1627

Report for the Import of Rice(Import for personal use)
米穀の輸入に関する届出書(個人用として輸入する場合)

Date:
年・月・日: _____

To:Director General, Regional Agricultural Administration Office
Head of Hokkaido District Agriculture Office
Director General, Okinawa General Bureau
農政局長
北海道農政事務局長
沖縄総合事務局長 殿

住^ふり^りが^がな^な所 ※注1 (Address ※Note1) :

氏^ふり^りが^がな^な名 (Name) :

Based on the provisions in Article 35 of the Law for Stabilization of Supply-Demand and Price of Staple Food, I report the following regarding my import of rice for personal use.

米穀を個人用として輸入することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第35条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. Country of Loading :
積 出 国 : _____

2. Date of Import :
輸 入 の 時 期 : _____

3. Import Amount :
今 回 の 輸 入 数 量 : _____ k g

4. Total Amount of Rice Imported for Personal Use within One Year from the Date of This Import (Total is to include the import amount stated in this report) ※Note 2 :
輸 入 を 行 う 日 か ら さ か の ぼ っ て 1 年 間 に 個 人 用 と し て 輸 入 し た 数 量 の 合 計
(今回分を含む) ※注 2 : _____ k g

Note1:Those who don't have their address in Japan have to write down the nationality and the passport number instead.

Note2:The figure for the "Total Amount of Rice Imported for Personal Use within One Year from the Date of This Import" should not include amounts imported for which customs duties, collected separately by Customs and the Food Agency, have been paid.

(注1) 本邦に住所を有しない方は、住所の代わりに国籍と旅券番号を記入してください。

(注2) 輸入を行う日からさかのぼって1年間に個人用として輸入した数量の合計には、関税及び納付金を支払って輸入した数量は除いて記入してください。

Report for the Import of Rice(Import for personal use)
米穀の輸入に関する届出書(個人用として輸入する場合)

年・月・日: _____

農政局長
北海道農政事務局長
沖縄総合事務局長 殿

住^ふり^りが^がな^な所 ※注1 (Address ※Note1) :

氏^ふり^りが^がな^な名 (Name) :

米穀を個人用として輸入することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第35条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 積 出 国 : _____

2. 輸 入 の 時 期 : _____

3. 今回の輸入数量 : _____ k g

4. 輸入を行う日からさかのぼって1年間に個人用として輸入した数量の合計
(今回分を含む)※注2 :

_____ k g

(注1) 本邦に住所を有しない方は、住所の代わりに国籍と旅券番号を記入してください。

(注2) 輸入を行う日からさかのぼって1年間に個人用として輸入した数量の合計には、関税及び納付金を支払って輸入した数量は除いて記入してください。

Report for the Import of Rice(Import for personal use)
米穀の輸入に関する届出書(個人用として輸入する場合)

Date:
年・月・日: _____

To:Director General, Regional Agricultural Administration Office
Head of Hokkaido District Agriculture Office
Director General, Okinawa General Bureau
農政局長
北海道農政事務局長
沖縄総合事務局長 殿

住^ふり^りが^がな^な 所 ※注1 (Address ※Note1) :

氏^ふり^りが^がな^な (Name) :

Based on the provisions in Article 35 of the Law for Stabilization of Supply-Demand and Price of Staple Food, I report the following regarding my import of rice for personal use.

米穀を個人用として輸入することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第35条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. Country of Loading :
積 出 国 : _____

2. Date of Import :
輸 入 の 時 期 : _____

3. Import Amount :
今 回 の 輸 入 数 量 : _____ k g

4. Total Amount of Rice Imported for Personal Use within One Year from the Date of This Import (Total is to include the import amount stated in this report) ※Note 2 :
輸 入 を 行 う 日 か ら さ か の ぼ っ て 1 年 間 に 個 人 用 と し て 輸 入 し た 数 量 の 合 計
(今回分を含む) ※注 2 : _____ k g

Note1: Those who don't have their address in Japan have to write down the nationality and the passport number instead.

Note2: The figure for the "Total Amount of Rice Imported for Personal Use within One Year from the Date of This Import" should not include amounts imported for which customs duties, collected separately by Customs and the Food Agency, have been paid.

(注1) 本邦に住所を有しない方は、住所の代わりに国籍と旅券番号を記入してください。

(注2) 輸入を行う日からさかのぼって1年間に個人用として輸入した数量の合計には、関税及び納付金を支払って輸入した数量は除いて記入してください。